

～新型コロナウイルス対策～ マル経融資制度

新型コロナウイルス感染症の特段の影響で、売上が減少や債務負担が重くなっている小規模事業者を対象とした、通常のマル経融資とは別枠で融資が受けられる制度です。

※取扱期間延長【R6年12月31日(公庫申込受付分)まで】

無担保 無保証人 低金利 手数料不要 契約印紙不要

融資対象	<p>◎通常のマル経融資(別紙)の融資対象①～⑤と同様</p> <p>◎新型コロナウイルス感染症に5類以降も特段の影響を受けた方であって、次の1または2のいずれかに該当する方</p> <p>1. 最近1ヵ月等の売上高又は過去6ヵ月(最近1ヵ月を含む)の平均売上高が<u>コロナ影響前と比較して5%以上減少している方</u></p> <p>2. <u>債務負担が重くなっている方</u>(※一定の要件を満たす必要があります)</p>
融資内容	<p>①融資限度額 1,000万円以内(通常のマル経融資と別枠)</p> <p>②融資利息 年利 1.35%(R6年10月1日時点)</p> <p>③返済期間 ● 運転資金のみ(20年以内)</p> <p>④据置期間 ● 5年以内(応相談)</p>

※利子補給制度は、令和4年9月30日をもって終了しました。

※当初3年間の金利低減処置は、令和6年6月30日をもって終了しました。

※設備投資の取り扱いは、令和6年6月30日をもって終了しました。

■お申し込み時にご用意いただくもの

通常のマル経融資(別紙)(1)～(6)と同様
+
新型コロナウイルス感染症の影響による
売上減少の申告書(当所備付)
※最近1ヶ月の売上高、又は過去6ヵ月の平均
売上高が5%以上減少していることが過年度と
比較して確認できる書類を提示ください。
(売上台帳、試算表等)
※債務負担の条件で利用される場合は、借入
金、設備手形、設備未払金、リース手形、
リース未払金等の残高が確認できる書類

<マル経融資制度 ご融資までの流れ>

1. ご相談・申し込み
 - 2. 経営指導員によるヒアリング・推薦書作成
 - 3. マル経審査会による審査(月1回開催)
 - 4. 審査結果により日本政策金融公庫に推薦
 - 5. 日本政策金融公庫による審査(代表者への面談なし)
 - 6. 決定のお知らせ・借用証書を申込者に郵送
 - 7. 日本政策公庫へ借用証書を作成し返送
 - 8. 指定口座に入金
- ※一連の流れで約2～3週間かかります。資金需要までに余裕をもって早めにご相談ください。

津山商工会議所では、マル経融資の他、創業・その他の融資についても随時、ご相談に応じています。まずはお気軽にお問合せ下さい。 TEL:0868-22-3141